

1. 介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

知多北部広域連合の介護予防訪問介護相当サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 介護予防訪問介護相当サービス11 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 介護予防訪問介護相当サービス12 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 介護予防訪問介護相当サービス13 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高年齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23単位減算	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算 200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算 200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算 50単位加算(1月に1回を限度)	50		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000加算			

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。